#### 職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月			所在地 22-0033									
横浜呉竹医療専		平成14年1月11			具横浜市港北区新村 (電話)045-47	1-3731								
	1	設立認可年月	日 代表者名	<b>∓</b> 160-0	所在地 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町16-12									
学校法人呉ヤ		昭和31年10月1		東京都新		11-4043								
分野	13 04	8定課程名	認定学	科名		専門士 高度専門士 文部科学省告示第32号								
医療	医療専門課程 柔道整復科 午前コー			<b>-</b> ス	文部科字省告示第32 (平成30年2月28日		-							
学科の目的	とともに、 的に専攻	柔道整復に求められ 分野における実務の	の規程に基づき、柔道整復に関 る、より実践的かつ専門的な能力 知識、技術、技能等を教授するこ	を育成す	るため、関連企業、関	目係施設、業界団体等の企業	等と密接に連携しなか	(ら、組織的かつ主体						
認定年月日 修業年限	平成26年 昼夜	3月31日 全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位	講義		演習	実習	実験	実技						
3 .	昼間	2820時間	1884時間		-	180時間	_	756時間						
生徒総定		生徒実員	留学生数(生徒実員の内	Ē	厚任教員数	兼任教員数	1 20	単位時間  教員数						
180人	Į.	107人	0人	=	<u>8人</u>	22人	W.C.	30人						
180人	1	107人	0,7		•^			307						
学期制度		4月1日~9月30日 10月1日~3月31			成績評価	■成績評価の基準・方 学科・実技試験の成績(100 席の状況を基に、教務会に	法 点満点換算で60点以 て学業成績の評価を行	<b>すう。</b>						
長期休み	■冬	台め: − 季:8月1日から8月 季:12月26日から 末:3月25日から3	翌年1月5日まで		卒業·進級 条件	(卒業要件): 実技を含め の者で、実技認定試験及 入した者。 (進級要件): 実技を含め の者で、進級試験に合格	び卒業試験に合格し かた各科目の年間成	、所定の学費を納 績評価が60点以上						
	■クラス	担任制:	 有			■課外活動の種類								
学修支援等	■個別相談・指導等の対応 各学年ごに担当教員を複数型いて個別相談に応じている。欠席に対する は、欠席状況に応じて口頭・文書等による警告や三者面談等により指導を る。成績不良者に対しては、再試験や補書、個別面談等により学修支援を る。			を行ってい	課外活動	・具竹医学会学術大会 ・学園祭 ・柔道整復接骨医学会 ・全国柔道整復学校協会柔 ■サークル活動:	道大会有							
	■主な就職先、業界等(令和5年度卒業生)					■国家資格・検定/その	他・民間検定等							
	接骨院、	病院·医院、独立	開業等			(令和5年)	度卒業者に関する令和6	年5月1日時点の情報)						
	■就職指導内容 求人情報の提供のほか、キャリアガイダンス、企業説明会の 開催などを通して学生の就職活動の支援を行っている。					資格·検定名 柔道整復師	種     受験者数       ②     38人	合格者数 22人						
	■卒業者数: 38 ■就職希望者数: 31 ■就職者数: 28			人										
				<del>^</del>										
就職等の 状況※2	■就職率: 90.3% ■卒業者に占める就職者の割合 : 73.7% ■その他 : 進学者数:6人				主な学修成果 (資格・検定等) ※3	※種別の欄には、各資格・検定	について、以下の①~③	のいずれかに該当する						
						か記載する。 () 国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの (2 国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの (3)その他(民間検定等)								
	・その他:	4人				■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等								
		令和5 年度卒業												
	■中途i	令和6年5月1日 <b>艮学者</b>		名	■中退	<u> </u> 率 7.7	%							
	■中途退学者 9名 ■中退率 7.7 % 令和5年4月1日時点において、在学者117名(令和5年4月1日入学者を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者108名(令和6年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由													
	成績不良、進路変更													
中途退学 の現状	■中退防止・中退者支援のための取組 ①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明 ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施 ③入学前授業の実施 ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催 ⑤側別面談及び結電等による学修支援 ⑥候議者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施 ⑦スクールカウンセラー(学生相談室)による予防的支援、心理面のサポート ⑧学費等の優牧順者・減免等による経済的支援													
	■学校犭	虫自の奨学金・授	業料等減免制度: 有		I # # + # # = .	ᆇᆉᆙᇠᅠᆕᇓᇿᇄᄣᇎᆠ								
経済的支援 制度		制度、授業料減免	制度、校友会推薦制度、院	<b>長雅薦制</b>	J度、字内進字奨 <sup>5</sup>	<sub>子</sub> 制 <b>度、</b> 쑤莱生奨字制度	Į.							
第三者による 学校評価	■民間の	の評価機関等から	第三者評価: 無											
当該学科の ホームページ URL	URL:htt	p://www.kuretake	e-yokohama.ac.jp/											
(留意事項)														

(留意事項)
1. 公表年月日(※1)
最新の公表年月日(5)。
最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

- 「就職率」 J. CVI 卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意

- 「紅瀬半」及い 半来者に占める派職者の割台」については、「文部科学者における専修学学校半来者の「就職半」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」「おける定義に従います。
  (1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
  ①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
  ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。
  ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をい

- ③「就職者」とは、止規の職員(雇用契約期間かり年以上の非止規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業寺から採用通知などか出された者)をいいます。 ※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、財医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。 (2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について ①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。 ②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。 (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3) 認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

- 1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課 程の編成を行っていること。 関係
- (1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容·方法の改善·工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本 方針

専攻分野(医療)に関する業界のニーズ、人材の動向、最新の専門知識・技術等を把握するため、施術所、医療機関、介護福祉施設、職能団体及び学術団体等(以下、企業等という。)の役職者及び有識者で構成される教育課程編成委員会を設置し、企業等の高い見識、専門性を活かして、実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、企業等と連携して教育課程の編成、授業科目の開発、授業内容の改善・工夫・評価等を行うことを基本方針とする。

#### (2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は、「学校法人呉竹学園教育課程編成委員会規則」及び「呉竹鍼灸柔整専門学校教育課程編成委員会実施要綱」の規定に基づき運営されている。教育課程編成委員会は、年2回以上開催することとし、校長が招集する。教育課程編成委員会では、作業部会(教育課程編成会議)での検討事項や教育課程の編成に関する事項について審議するほか、企業等の要請、意見、助言等に基づいて教育実施計画書及び事業計画を策定し、所定の決裁を受ける。年度末には教育課程における学修成果等を作業部会にて検証し、その結果を教育課程編成委員会に報告したうえで、評価を受ける。評価結果については次年度にフィードバックすることで、教育課程編成における一連のPDCAを実践している。

#### (3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和6年4月~令和7年3月	1
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	3
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	3
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	3
坂本 歩	横浜呉竹医療専門学校 校長		
八亀 俊一郎	横浜呉竹医療専門学校 副校長		
田中 秀和	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 科長		
工藤 大介	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 主任		
千田 由美子	横浜呉竹医療専門学校 柔道整復科 主任		
津金 達也	横浜呉竹医療専門学校 事務長		

- ※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。
  - ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
  - ②学会や学術機関等の有識者
  - ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- (4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回以上(7月・12月)

(開催日時)

第1回 令和6年7月17日 16:00 ~ 17:00

第2回 令和6年12月18日 16:00 ~ 17:00

- (5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
- ①学外の臨床実習における立ち居振る舞いに関する意見等を踏まえ、身なり、礼節、態度、心構え等について実習前グループワークを行った。

②学外実習においては臨床に必要な素養を身に付けるため自発的な学修が求めれるが、気付きや質問が全くない学生もいるとの意見を踏まえ、臨床実習前教育において学修目標・目的を明確にして意識を高めるとともに、アウトカムを導き出せるように学びの視点や質問等を予め準備することとした。

③学外の臨床実習において、挨拶をしない、挨拶ができない学生が一部に見受けれられるとの指摘を踏まえ、患者さんや従業員ス タッフとの基本的なコミュニケーションの重要性についてグループワークを行うこととした。

- 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係
- (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、日常の臨床経験を活かした実践的且つ専門的な実技実習を行うことを基本方針とする。

## (2)実習・演習等における企業等との連携内容

協定を締結した企業等で活躍する現場の施術者であって且つ教員資格を有する者を講師として招き、授業計画に基づいて臨床経験を活かした実践的な授業を行うとともに、各学期毎に試験による成績評価を行うことで学修成果を把握し、その結果をもとに必要に応じて補講等を行うなど

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

(0) 共体的な建物の例然符音数については代表的なの符音について記載。								
科 目 名	科 目 概 要	連携企業等						
固定法 I	固定法 I では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを応用した各種固定具を用いた固定の手法を修得する。技術を段階的に修得するためにパートを2つに分けて授業を進行していく。固定法 I ①では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術を修得する。この科目は後期の「固定法 I ②」、3 年次の「柔整応用治療法 I 」「柔整応用治療法 II」を履修するために必要な技術となっている。 固定法 I ②では、固定で使用する硬性材料の特徴と適応を知り、前期に修得した基本包帯の技術を活かし、巻軸帯と各種固定材料を用いて主要関節、体肢を適切に固定することができる技術を修得する。また、超音波画像診断機器を用いてその描出法及び読影法の基本的手法を学ぶ。	大河原接骨院						
柔整後療法	運動器の機能構造 I、運動器の機能構造 II、基本診察治療法で修得した知識・技術を根拠として、柔整後療法の三本柱の一つである手技療法の技術を学ぶ。	田子浦鍼灸接骨院						
柔整応用治療法 Ⅱ	上肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	たかはし鍼灸院・整骨院						
臨床実習Ⅲ	臨床実習 I での経験、基本診察法 I、固定法 I、固定法 II で修得した技術、 柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付 属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施 する。また療養費の支給申請をするにあたり必要となる知識を学ぶ。	林接骨院						
臨床実習Ⅳ	臨床実習Ⅰ、臨床実習Ⅱ、臨床実習Ⅲでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱ、応用診察治療法、外傷予防法、柔整後療法で修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。	林接骨院						

# 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

# (1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「学校法人呉竹学園研修規程」において、①学校は、教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励する。②学校は、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努める。③学校は、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行う。ことを基本方針として規定している。

# (2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

リ守久力却にはいる大物に関する如修守									
研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的•内容等					
日本柔道整復接骨医学会 学術大会	(一般社団法人) 日本柔道整復接骨医学会	令和5年12月2日~3日	専任教員	柔道整復接骨医学に関する学理及びその応用に関する最新の医学情報を捉え、時代・社会ニーズにあった教育を実践する。(研修内容:「臨床と学術の融合」)					
呉竹医学会学術大会	医療機関・大学・施術所等	令和5年9月30日	専任教員	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。(大会テーマ:「頚腕痛」)					
神奈川歯科大学 解剖見学実習	神奈川歯科大学	令和5年7月28日	専任教員	人体解剖見学実習及び資料館見学を通して、 人体の構造に対する理解を深めるとともに、生 命の尊厳を理解する。					
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年	専任教員	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、 実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。					

# ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的•内容等
全国柔道整復学校協会 教員研修会	(公社)全国柔道整復学校 協会	令和5年9月23日~24日	± 17 11 12	柔道整復師を養成する教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。(研修内容:「柔道整復の新時代へ」

### (3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

リ守攻力 却にのける天物に関する明修寺									
研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的·内容等					

日本柔道整復接骨医学会 学術大会	(一般社団法人) 日本柔道整復接骨医学会	令和6年11月30日~12月1 日	専任教員	柔道整復接骨医学に関する学理及びその応用に関する最新の医学情報を捉え、時代・社会ニーズにあった教育を実践する。(研修内容:「柔道整復師~多様性の時代にどう生きるか」、「災害時の柔道整復師の役割」)
呉竹医学会学術大会	医療機関·大学·施術所等	令和6年9月28日	専任教員	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。(研修内容:「頚腕痛」)
鶴見大学歯学部 解剖見学実習	鶴見大学	令和6年7月29日~30日	専任教員	人体解剖見学実習を通して、人体の構造に対する理解を深めるとともに、生命の尊厳を理解する。
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年	専任教員	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、 実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。

# ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的·内容等
全国柔道整復学校協会 教員研修会	(公社)全国柔道整復学校 協会	令和6年9月21日~22日	+ ~ */ -	柔道整復師を養成する教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。 また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

### (1)学校関係者評価の基本方針

専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価を柔軟に取り入れ、教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応 ガイドラインの評価項目 学校が設定する評価項目 ①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②学校における職業教育の特色は何か。 ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか (1)教育理念·目標 ③社五社店のローへみずと聞る人に子ない付入情報を定いているか。 《理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・保護者等に周知されているかどうか。 ⑤各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか。 ①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③運営組織や意志決定機能は、規則等においてめ明確化されているか、有効に機能しているか。 《人事、給与に関する制度は整備されているか ⑤教務、財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか。 (2)学校運営 ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制は整備されているか。 ⑦情報システム化による業務の効率化が図られているか。 ①教育理念に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育達成レベ ルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ③子代等のパパイエノムは作家的に幅度でれているか。 ④実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発などが実施されているか。 ⑤関連分野の企業・関連施設等、業界団体等のニーズを踏まえた教育活動がされているか。 ⑥・関連分野における実践的な職業教育(医療機関との連携によるインターンシップ、実技、実習等)が体 系的に位置づけられているか。 ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧学生の研究に対する支援体制はあるか。 ⑨職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか。 (3)教育活動 ⑩成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑪資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。 ⑫人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ⑬関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・業務含め)の提供先を確保するなどマネジ メントが行われているか (4)関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上の ための取組みが行われているか。 ⑤職員の能力開発のための研修等が行われているか。 ①就職率の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 (4)学修成果 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。

(5)学生支援	① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか。 ② 学生相談に関する体制は整備されているか。 ③ 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④ 学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥ 学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦ 保護者と適切に連携しているか。 ② 卒業生への支援体制はあるか ③ 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 ① 商校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。 ① 国家試験不合格者に対する支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己評価結果を公開しているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか。 ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか。 ④地域との連携・交流をしているか。
(11)国際交流	該当なし

#### ※(10)及び(11)については任意記載。

- (3)学校関係者評価結果の活用状況
- ①学校の将来構想に関する意見を踏まえ、第三者評価の受審、創立100周年に向けた取り組み、臨床教育の充実を図るための専攻科の検討などを中期計画に盛り込むとともに、成文化して広く周知を行うこととした。
- ②学籍データの保全に関する意見等を踏まえ、管理システムの導入を検討することとした。
- ③キャリア教育に関する意見を踏まえ、キャリア教育を体系的に定義するとともに、在校生、卒業生、外部実習施設等に対する調査を 計画することとした。
- ④教育環境に関する意見等を踏まえ、大規模災害への備えの為に防災備蓄品を充実させるとともに、ジェンダーへの対応についても検討することとした。
- ⑤学生募集における受験者数の減少に対する意見等を踏まえ、選ばれる学校を目指すために、入学志願者の属性やニーズに呼応した魅力と価値を高めるコンテンツを創出するとともに、入学試験についても見直しを行うこととした。

## (4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

71/10-44							
名 前	所 属	任期	種別				
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
草山 真紀夫	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
佐久間 裕之	源和鍼灸院 院長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和6年4月~令和7年3月	企業等委員				

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等

# (5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ ・ 毎年7月頃)

URL: http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況 に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針 専門学校おける情報提供等への取組に関するガイドラインに基づき、学校の教育活動、運営等に関するさまざな情報を 広く周知することで、企業等の学校関係者の理解を促進し、もって教育活動の改善及び社会的地位向上に資することを基 本方針とする。 (2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

(2)・寺门子以にのりの情報に戻す **の城市に	対するのでしている。
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、設置目的、教育理念、運営方針、校長名、所在地、連絡先、沿革等
(2)各学科等の教育	各科の概要(定員・修業年限等)、カリキュラム、シラバス、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、取得資格率、卒業者数、就職率等
(3)教職員	教職員数、教員プロフィール等
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組及び実施報告、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動等
(6)学生の生活支援	指定学生寮、健康管理、学生相談等
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金・教育ローン、学校独自の奨学金、経済的支援措置等
(8)学校の財務	事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書
(9)学校評価	自己点検自己評価及び学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	上海中医薬大学学術交流
(11)その他	職業実践専門課程の基本情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL: http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/

# 授業科目等の概要

	(医療専門課程・柔道整復科) 令和6年度														
_	分類	Į						授業方法			場所		教員		
	選択必修		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	講	演習	実験・実習・実技	校内	校 外	専任	兼任	企業等との連携
	0		総合基礎 I	超高齢社会に突入した日本では、健康寿命の延長を目指して改めて健康への関心が高まっている。総合基礎Iではパートを①、②に分け、現代社会における地域では、 後家庭、教育の場、職場等と健康との関わりについて表え、健康の根本となる睡眠、食事、運動の重要性を再度認識していく。 総合基礎I①では地域社会や家庭、教育の場、職場における健康の概念と心の健康について考えている義」、3年次の「柔整関連医学I②」の理解が深まる。総合基礎I②では運動と健康との関わりに焦点を絞り合基礎I②では運動と健康との関わりに焦点を絞り合基。といるとより他人への適切な指目を履修することにより2年次の「外傷予防法①」「外傷予防法②」の理解が深まる。	1 前	150	ı	0			0			0	
	0		総合基礎 Ⅱ	東道整復師で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で活躍で	2 前	60		0			0			0	
0			運動器の機能構 造 I	全のでは、	1 通	144	-	0			0		0		
0			運動器の機能構 造Ⅱ	運動器の機能構造 I で修得した知識をもとに、それらを臨床現場で応用できる知識に変換していく。またここで変換した知識をもとに、身体運動の力学及び、姿勢・歩行を運動学的な観点から分析し、その知識を臨床現場のどのような場面で活用できるかを考えていく。	3	36		0			0		0		
0			人体構造学	内臓系(消化器、呼吸器、泌尿器、生殖器)、神経系(中枢神経、自律神経、脳神経)、感覚器の構造と特徴を学習する。 この科目は「内科診断治療学 I」「外科診断治療学 I」「柔道整復術の適応と鑑別 I」を後期に履修するために必要な知識となる。また同時に開講されている「人体機能学」を理解するための先行知識となっている。	2 通	72	_	0			0			0	

0	人体機能学	「人体構造機能学」「人体構造学」で先行して学習した内臓系、神経系、感覚器系器官の構造を踏まえて、各器官の機能を詳細に学習する。 この科目は「内科診断治療学 I 」「外科診断治療学 I 」「柔道整復術の適応と鑑別 I 」を後期に履修するために必要な知識となる。	2	72		0		0	C	0
0	高齢者・競技者 の生理学的特徴 と変化 I	現在の社会のニーズ(国民の医療費が40兆を超え、健康増進の意識が高まる日本では、スポーツ競技者や高齢者の外傷予防対し柔道整復師に大きな期待が寄せられている。)に応えるためには競技者や高齢者の身体機能の特性を十分に理解し、各年齢に応じた評価と指導を行う必要がある。この授業ではその前段階として、運動に関わる身体の生理機能の基礎について学習する。この科目では、2年次の「高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅱ」及び「外傷予防法」を履修に必要するとする前段階の知識を修得する。	1 後	36	ı	0		0	(	0
0	高齢者・競技者 の生理学的特徴 と変化 II	かめるかを字ふ。そしてそれが競技者や高齢者ではどのような違いがあるのかを理解していく。 この科目は「外傷予防法①」「外傷予防法②」を後期 に履修するために必要な知識となる。	2 前	36	1	0		0		0
0	疾病の成り立ち	病理学とは疾病の成り立ちを理解する字間である。それゆえ医学の一番中心となる学問ともいえる。臨床医学を専攻する者は、ともすれば臨床にばかり目が向いてしまい、基礎医学を軽視しがちになる傾向がある。そこで、臨床に通じる病理学として、内科的疾患の診断と治療学・臨床患の診断と治療学・の臨床科目や、他の基礎医学動器疾患の関連を重視して、病気に関しての大まかな知識や概念を把握していく。	2 前	36		0		0		0
0	人体機能回復論	人体機能回復論はリハビリテーションの概要を学習する科目である。リハビリテーションの項目を①リハビリテーションの概説、②現在柔道整復師に求められている機能訓練に関する分野の2パートに分け授業を進行していく。     人体機能回復論①では、リハビリテーションという用語、医療におけるその位置づけを理解し、その対象とで関わる職種とその業務の概要と理解し、一シュンを覧わる職権とその業務の概要を理解し、一ジュンを覧視に対するリハビリテーションの手法を学ぶ。人体機能回復論②では、機能訓練の概要と機能訓練施設の現状を理解し、患者や利用者に提供する機能訓練の内容と手法を学ぶ。	2 通	72	ı	0		0		0
0	内科診断治療学 I	②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の 「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断す るために必要な知識となっている。	2	36		0		0	(	Э
0	内科診断治療学 II	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる主要な内科的疾患についての基本事項を内科診断治療学 I に引き続き学ぶ。また、身体所見から患者の罹患疾患を推定するために必要となる診察のポイントを総論的観点から学習する。この科目は後期の「柔整関連医学 II ②」を履修するために必要な知識となった並行して開講されている「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	3 前	36		0		0		0
0	外科診断治療学 I	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる、損傷、外科感染症、腫瘍、ショック、輸血・輸液、手術、麻酔、といった外科領域のについての基本事項を学ぶ。 この科目は「外科診断治療学II」「柔整関連医学I②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	2 後	36	_	0		0	(	0
0	外科診断治療学 Ⅱ	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる、移植と免疫、出血と止血、心肺蘇生法、頭部・顔面外傷、脳卒中、胸部外傷、腹部外傷といった外科領域のについての基本事項を学ぶ。この科目は後期の「外科診「柔整関連医学 I ②」を履修するために必要な知識となる。また並行して開講されている「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	前	36	_	0		0	(	0

0	柔道整復術の適 応と鑑別 I	この授業ではX線撮影、コンピュータ断層撮影、MRI画像、超音波の正常像の理解と読影の手法を学ぶ。また、柔道整復師が遭遇しうる整形外科領域の疾患を学び、店現場に於いてその症状から病態を推測し、柔道整術の適応の可否を判断するとともに、医療機関への搬送などの適切な対応をすることできる能力を養う。この科目は「柔道整復術の適応と鑑別Ⅱ」「柔整関連医学Ⅱ②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。		36		0		0		0	
0	柔道整復術の適 応と鑑別 II	上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法で学習した柔整領域の外傷や障害に対し整形外科的な観点から、その症状や所見をもとに保存療法適応の可否を判断するための知識を得る。また、観血療法を必要とする場合の主な治療法を学ぶ。この科目は「柔・整関連医学 II ②」を履修するために必要な知識となるいて、でいる「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	<del>24.</del>	36		0		0		0	
0	柔道整復師の業 務と職業倫理	この科目では柔道整復師を目指すために最も必要な職業倫理を学ぶ。柔道整復師の業務と保健医療の概要を学習し、柔道整復師の業務を法に基づき正しく理解する。そして臨床実習に臨むために最も必要な倫理と法に則った正しい柔道整復業務を行うための意識を養う。	1 前	36	1	0		0	0		
0	健康の意義	地域包括医療の必要性と重要性が高まる現在、柔道整復師もチーム医療の一手を担う重要な資格となっている。柔道整復師は専門的技術はもちろんのこと、患者であり、この授業では現在の医療の根底となる公衆衛生的な観点からWHOの活動を始め、感染症や消毒法、生活環境や環境問題と健康との関連について医療のにおける一般常識を展開していく。この科目を提期の「総合基礎I (現代社会と健康)」の内容とリンクし、3年次の「柔整関連医学I②」の履修に必要な知識となっている。		36		0		0		0	
0	柔道I	柔道整復術の源流は戦国時代の武術にたどることができる。武術の書物には「殺法」「活法」の記述がみられる。殺法は敵を殺傷する技、活法は外傷を治療する技術であり、殺法と活法は時代とともに発展・変遷を後げた。これらのうち活法が発展して現在の柔道整復術ができあがったといわれる。現在は「活法」をメインとする業務とはなっているが、「精力善用」「自他共栄」という柔道の精神を通じ礼節や他者との関わり、柔道の技の形を学び、柔道整復術の原点を理解する。	1 通	72			0	0		0	
0	柔道Ⅱ	柔道 I で取得した技術をより洗練し、講道館柔道初段 取得に相当する柔道の技術を修得する。 柔道整復師になるにあたり、柔道整復師の歴史を学び柔 道整復師と柔道の関連を知る。	3	72	-		0	0		0	
0	柔整社会学	現在、わが国の少子高齢化が進行する中で、国民の社会 保障制度への期待は高まる一方である。 本科目では、社会保障制度の概要を知ることで、柔道整 復師としてどのように関わっていくかを学ぶ。	3	36		0		0	0		
0	柔整外傷論基礎	この授業では、柔道整復師の施術対象となる外傷(骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷)の概要、発生機序、症状、合併症をについて学習する。また外傷を理解するうえで必須となる、骨、関節の基本構造を先行知識として当該科目の前半に学習する。 この科目では、2年次以降の臨床柔道整復学を学習する前段階として必須となる知識を修得する。	1	108	ı	0		0	0		
0	柔整外傷保存療 法	この授業では、外傷(骨折、脱臼、軟部組織損傷)の正常な治癒経過及び異常な治癒経過(合併症の発生等)を 理解するとともに損傷治癒のゴール設定を行い、正常な 治癒経過をたどるための、施術、再評価、指導管理の手 法をいくつかの外傷を例に挙げ学習する。	1	36	1	0		0	0		
0	柔整人体構造機 能学基礎	理解する。 この科目は2年次の人体構造学及び人体機能学を学習する前段階の知識となっている。	1 通	72		0		0	0		
0	柔整後療治療論	来追整復師が行う治療の1つに後療法がある。後療法は手技療法・運動療法・物理療法から成り、物理療法はその一端を担う。損傷部位の受傷後から治癒までの過程を理解し、より良い治癒に向け適切な物理療法を選択できる思考カ・判断力が柔道整復師には求められる。この授業では各種物理療法を治癒過程のどの段階に用いるのが適切かを判断できる知識を修得する。この科目は後期の「柔整外傷保存療法」を学ぶ上で必要な知識となり、2年次の応用診察治療法で物理療法の実技を行う前段階に必須となる知識である。	1 前	36	_	0		0	0		

0	上肢の損傷・治 療論	上肢帯の骨・関節損傷を部位ごとに分類する。部位ごとの骨折をそれぞれ発生原因と骨片転位の関係、骨片転位に伴う変形等と症状の関係、骨片転位と骨折整復法の違いとの関係など系統的に講義する。		72	1	0		0		0	0
0	下肢の損傷・治 療論	下肢帯の骨損傷を部位ごとに分類する。部位ごとの骨折をそれぞれ発生原因と骨片転位の関係、骨片転位に伴う変形等と症状の関係、骨片転位と骨折整復法の違いとの関係など系統的に講義する。	2	72	1	0		0	0		
0	軟部組織損傷・ 治療論	この授業では、基礎分野として字んでいる解剖字や生理学を用いて身体の評価や治療について理解し、体幹部や体幹周囲の痛みに対し、その原因がどこにあるのかを探していく。また、アライメント不良や動作不良から将来予測される外傷や障害についても学んでいき予防とも関連付けていく。この科目は並行して開講されている、外傷予防法②に於いて実技の技術を向上させるための知識となると同時に、3年次の柔整応用治療論で損傷判定を行うために必須の知識。を修得する科目となっている。	2 後	36	1	0		0	0		
0	体幹の損傷・治 療論	この授業では頭部、頸部、胸郭、脊柱の骨折及び脱臼と軟部組織損傷の特徴について学習する。この科目は並行して開講されている柔整応用治療論で損傷判定を行うための理解を深め、外科診断治療学IIの頭部外傷と知識をリンクさせるために必要な科目となっている。	<u>عد</u>	36	-	0		0	0		
0	柔整応用治療論	柔整外傷論基礎、柔整外傷保存療法、柔整後療治療論、上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、固定法Ⅰ、固定法Ⅱ、基本診察治療法、応用診察治療法、外傷予防法、柔道整復術の適応と鑑別Ⅰで修得した知識をもとに、提示された症状及び画像所見から、問診、視診、触診、各種検査法を用いて患部の状態を正しく判定し、柔道整復術適応の可否を判断するための知識を修得する。またその判断結果に対する適切な応急処置、施術、後療法を考えることができる能力を養う。		72	1	0		0	0	0	0
0	総合柔道整復学	下記の3パートに区切り、これまで学修した知識技術と臨床との関連を統合する科目である。 ①柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、高齢者・競技者の生理学的変化I、高齢者・競技者の生理学的変化I、高齢者・競技者の生理学的変化Iの学習内容を振り返り、各科目におりる重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のような場面でその知識を必要とするかを考える。 ②柔整外傷論基礎、柔整外傷保存療法、下肢の損得した治療論、応用診察治療法②、柔整応用治療論で修偽た知識と共に臨より、他の科目で修得した知識と共にになら、③上肢の損傷・治療論、柔整応用治療論で修得した知識を整理し、他の科目で修得した知識と共に臨床現場で有効に活用することができるように統合していく。	3 通	90		0		0	0		
0	柔整関連医学 I	柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、 高齢者・競技者の生理学的変化Ⅰ、高齢者・競技者の生 理学的変化Ⅱ、疾病と傷害、健康の意義、外科診断治療 学Ⅰ、外科診断治療学Ⅱで学習した各科目における重要 事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのよ うな場面でその知識を必要とするかを考える。	3	108	-	0		0	0		
0	柔整関連医学Ⅱ	柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、高齢者・競技者の生理学的変化 I、高齢者・競技者の生理学的変化 I、高齢者・競技者の生理学的変化 I、内科診断治療学 I、内科診断治療学 I、人体機能回復論、柔道整復術の適応と鑑別 I で学習した各科目における重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのような場面でその知識を必要とするかを考える。	3 後	108	_	0		0	0		

0	固定法 I	回定法 I では、回定法の基礎となるを軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを施用した各種固定具を用いた固定の手法を修得する。技術を段階的に修得するためにパートを2つに分けて授業を進行してく。 固定法 I ①では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術を修得する。用治療技「柔整応用治療法 II」を履修するために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながあるために必要ながある。 固定法 I ②では、固定で使用する硬性材料の特徴と、適定法 I ②では、固定で使用する硬性材料の特徴と、適定を知り、前期に修得した基本包帯の技術を活適切にしてを知り、前期に修得する。また、超音波とでは、関係器を用いてその描出法及び読影法の基本的影影機器を用いてその描出法及び読影法の基本的影響に表する。	1 通	72	_		0	0	0	0	0
0	固定法Ⅱ	コカは中間は、非中間はのケーとフケの特性を理解し、スポーツ現場から介護予防まで幅広い用途で使用できるテーピング固定を修得する。     後期は急性期及び慢性期に固定と併用して行う物理療法、固定により生じる合併症(筋萎縮、関節拘縮など)の改善方法(運動療法・物理療法)やその経過の判定(MMTを用いる)の手法を実践する。	1 通	72	_		0	0	0		
0	基本診察治療法	可  可  可  可  可  可  可  可  可  可  可  可  で  で		72	_		0	0	0		
0	応用診察治療法	応用診察には、	2 通	144	ı		0	0	0		
0	外傷予防法	I、高齢者・競技者の整れ学的特徴と変化Ⅱで修得した知識を用いて、臨床現場及びスポーツ現場、機能ご修得した技術は3年次の臨床実習Ⅳでの患者への実践をするとなる。それぞれの内容とに分け授業をもとなる。それぞれの内容とに分け授業をあるとののパート(外傷予防法①、②)に分け授業をもかとつのパート(外傷予防法①、②)に分け授業をもかとつのパート(外傷予防法①ではストレッチングの理論と手法をしていく。外傷予防法①ではストレッチングの理論と手法をが、のできるかを理解する。外傷予防法②では高齢者、競技者に向けていく。とができるかを理解する。外傷予防法②では高齢者、競技者につけている。人間が本来特を実際に体験、指導をしながら身につけている。人間が本来持たでは転倒予防、競技者では近年注目されている事件を移している。とい、さらに代償動作を修正できるスとはよりによります。	2 後	72	_		0	0	0		
0	柔整後療法	運動器の機能構造Ⅰ、運動器の機能構造Ⅱ、基本診察 治療法で修得した知識・技術を根拠として、柔整後療法 の三本柱の一つである手技療法の技術を学ぶ。	3 前	36	_		0	0	0	0	0
0	柔整応用治療法 I	上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	3 通	72	_		0	0	0		

0	柔整応用治療法 Ⅱ	上肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	通	72			0	0		0	0	0
0	臨床実習I	付属施術所の基本業務を理解し柔道整復師としての業務の一部を指導者の指導のもと実施する。 学外の接骨院、整形外科、介護施設に赴き、それぞれの施設における業務を理解し柔道整復師としての業務の一部を実習先指導者の指導のもと実施する。	1	45	1		0	0	0	0	0	
0	臨床実習Ⅱ	臨床実習 I での経験、基本診察法 I 、固定法 I 、固定法 I 、固定法 I で修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、学外の接骨院、機能訓練施設、整形外科に赴き業務の一端を担う。接骨院に赴き、その業務を理解し柔道整復師としての基本業務及び診察及び施術の一部を実習先指導者の指導のもと実施する。 機能訓練施設に赴き、その業務を確認し柔道整復師としての基本業務及び診察及び施術の一部を実習先指導者の指導のもと実施する。 世の携わることのできる業務を実習先指導者の指導のもと実施する。 整形外科に赴き、その業務を確認し患者対応の補助を行う。	2 通	45			0	0	0	0	0	
0	臨床実習Ⅲ	臨床実習Ⅰでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱで修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。 また療養費の支給申請をするにあたり必要となる知識を学ぶ。	2 通	45	ı		0	0	0	0	0	0
0	臨床実習Ⅳ	臨床実習Ⅰ、臨床実習Ⅱ、臨床実習Ⅲでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱ、応用診察治療法、外傷予防法、柔整後療法で修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。	3 通	45	ı		0	0		0	0	0
	 合計	45科目				 2	2820 <u>i</u>	単位F	時間	(	単	i位)

卒業要件及び履修方法	授業期間等	等
(卒業要件)実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験及び 卒業試験に合格し、所定の学費を納入した者。 (履修方法)各学年毎に定められた必要な授業科目(単位)をすべて履修しなければな	1 学年の学期区分	2期
らない。ただし、基礎分野の科目については、既に大学等において基礎分野の科目に相当する科目を履修している場合は、当該科目の履修を免除することができる。	1 学期の授業期間	18週

# (留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合 については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について〇を付すこと。